

社会福祉法人自立生活福祉会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 自立生活福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものをいう。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のために出張する場合は、「社会福祉法人 自立生活福祉会出張旅費規程」を準用し、旅費を支給することができる。

(支給日及び支給方法)

第6条 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は職務執行した月（執行日が26日以降の場合は翌月）の末日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に振込によって支給する。

(費用弁償)

第7条 評議員が評議員会若しくは理事長の要請により、新潟市内で開催されるその他の会議等に参加した場合は、別表3に定める額を費用弁償として支給する。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会または評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成27年2月19日から施行する。

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規程は、2018年5月19日から施行する。

この規程は、2020年6月20日から施行する。

別表1 理事会の出席報酬等

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円	居住地が新潟市内にある者 1,000 円 その他の者 居住地に応じて判断する

別表2 役員の勤務報酬等

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000 円	居住地が新潟市内にある者 1,000 円 その他の者 居住地に応じて判断する
理事業務報酬等	5,000 円	
監事監査指導報酬等	10,000 円	

別表3 費用弁償

名 称	実費弁償費
評議員費用弁償	居住地が新潟市内にある者 3,000 円 その他の者 居住地に応じて判断する